

たま な し き ばんせい び ち く かつせい か けいかく へんこう
玉名市基盤整備地区活性化計画(変更)

熊本県・玉名市

(平成22年7月)
平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	玉名市基盤整備地区活性化計画				
都道府県名	熊本県	市町村名	玉名市	地区名	(栗ノ尾、扇崎・大野下、六十丁) 栗ノ尾、扇崎・大野下、六十丁、八久保
				計画期間	平成21年度～平成25年度

目 標 : (※3)
地区内の農業用排水等の整備を行うことで、生産基盤の機能を確保し、地域活性化のための定住や地域間交流等の促進に役立つ基盤づくりを行う。
具体的には、地区内農地及び農家意向等の調査を実施し、合意形成を図り、円滑に基盤整備事業を実施することで効率的・安定的な農業経営の確立が図られ、地区内農林業従事者数781人〔扇崎・大野下349人、栗の尾53人（平成21年1月31日現在）、六十丁180人（平成22年6月30日現在）、八久保199人（平成23年2月28日現在）〕の流出を食い止め、定住等の促進を行う。

目標設定の考え方

地区の概要： 玉名市基盤整備地区活性化計画は、玉名市内の水田地帯のうち、①隣接している長洲町との境である2級河川の行末川下流域に位置し、米・麦の生産を主体とする扇崎・大野下地区、②横島町の北部に位置し、米やイチゴ・トマトなどの施設園芸を主体とする栗ノ尾地区、③横島町のほぼ中央に位置し、栗ノ尾地区と同様に米やイチゴ・トマトなどの施設園芸を主体とする六十丁地区、④天水町の南部に位置し、柑橘類及びイチゴ・トマトなどの施設園芸が盛んな八久保地区の4つの農業集落地域を設定している。
現状と課題 本活性化計画で設定した地区については、畑作物の導入等の水田の汎用化拡大を目指す地域としている。 しかし、この地域には次のような課題を抱えている。 扇崎・大野下地区は、ほ場等が未整備で、農地や道路が狭小なことや用排水路が兼用のため、営農に多大な労力を費やしている。 栗の尾地区は、築造から30年以上経過する農業排水路で、法面の崩壊による土砂堆積により、排水流下能力に支障をきたし土壤水分の低下が図られない。このため、効率的・安定的な農業経営を図るためには、当該基盤整備の実施が不可欠である。 六十丁地区は、昭和40年代のほ場整備事業により区画は整っているものの、農業用排水路が土水路のため築造から30年以上経過していることから、法面の崩壊による土砂堆積により、排水流下能力が低下し、降雨後、慢性的な湛水を生じ地下の低下も図れず、新規農作物の導入に支障をきたしている。効率的・安定的な農業経営を図るためには、基盤整備による排水路の整備が必要不可欠である。 八久保地区は、敷地内にある給水施設により防除用水を確保しているが、集落から離れており、利用者も多いことから順番待ちによる慢性的な営農時間の延滞が生じている。また、冠水を必要とする時期には用水の確保が難しく、近隣地区の給水施設から年間使用料を支払い、確保するほか無いため、営農に支障を来している状況である。さらに地区内農業従事者の高齢化による農業意欲の衰退及び用水不足により耕作放棄地が点在していることから、樹園地に隣接する貯水槽を設置し、営農時間の短縮、労力の軽減、冠水不足の解消による耕作放棄地の拡大を未然に防ぎ、営農意欲の向上を図るためにも本事業による水源確保を早期に必要とする。
今後の展開方向等(※4) これまで地区内では、基盤整備事業と併せて、担い手農家への農地の集積及び農地の遊休化防止に努めてきたところである。 今後、水田・畑作経営安定対策等を活用し、集落営農組織を育成するとともに、きめ細やかな就農・就農支援に取り組み、新規就農者等、地域農業の担い手となる農家の育成を進め、事業実施により集落人口の流出を食い止め、将来的にも他の地区の模範となる農業振興地域としたい。 一方、地域での話し合いを実施し、農業委員会、農業協同組合等との連携により担い手への農地の利用集積を進めるとともに、農業用排水・農業施設の機能を確保した農地面積を増加させ、優良農地の確保及び遊休農地の解消を図ってきたい。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
玉名市	栗ノ尾	基盤整備(農業用排水施設)	玉名市	有	イ	
玉名市	扇崎・大野下	基盤整備(農用地等集団化)	玉名市	有	イ	
玉名市	六十丁	基盤整備(農業用排水施設)	玉名市	有	イ	
玉名市	八久保	基盤整備(農業用排水施設)	玉名市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

扇崎・大野下地区(熊本県玉名市)	区域面積(※2)	261ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: この地区は区域面積261haのうち農林地面積は188haで72%を占め、農林業従事者の割合は19%である。		
②法第3条第2号関係: 当該区域の農業従事者数を見てみると近年の4ヵ年(H19.4～H22.4)において14.9%の減少となっているため、集落の活性化のために定住および交流を進めることが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: この区域は農業集落であり、市街地は含まれていない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

栗の尾地区(熊本県玉名市)	区域面積(※2)	45ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: この地区は区域面積45haのうち農林地面積は35haで78%を占め、農林業従事者の割合は28%である。		
②法第3条第2号関係: 当該区域の農業従事者数を見みると近年の4ヵ年(H19.4～H22.4)において増減はないが、担い手不足や高齢化に伴い減少していくと考えられる。よって、集落の活性化のために定住および交流を進めることが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: この区域は農業集落であり、市街地は含まれていない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

六十丁地区(熊本県玉名市)	区域面積(※2)	166ha
---------------	----------	-------

区域設定の考え方(※3)

①法第3条第1号関係:
この地区は区域面積166haのうち農林地面積は117haで71%を占め、農林業従事者の割合は22%である。

②法第3条第2号関係:
当該区域の農業従事者数を見てみると近年の4ヵ年(H19.4～H22.4)において4.6%の減少となっているため、集落の活性化のために定住および交流を進めることが必要不可欠である。

③法第3条第3号関係:
この区域は農業集落であり、市街地は含まれていない。

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

八久保地区(熊本県玉名市)	区域面積(※2)	13ha
---------------	----------	------

区域設定の考え方(※3)

①法第3条第1号関係:
この地区は区域面積13haのうち農林地面積は8haで64%を占め、農林業従事者の割合は52%である。

②法第3条第2号関係:
当該区域の農業従事者数を見てみると近年の4ヵ年(H19.4～H22.4)において2.7%の減少となっているため、集落の活性化のために定住および交流を進めることが必要不可欠である。

③法第3条第3号関係:
この区域は農業集落であり、市街地は含まれていない。

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						該当なし							

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物					該当なし			
計								

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

評価については、計画が終了する翌年度に玉名市役所市民課に依頼して、栗ノ尾地区、扇崎・大野下地区、六十丁地区及び八久保地区内の人口・戸数調査を行い、学識経験者を入れて達成状況の評価を行う。また、近隣集落区長への聞き取りにより、状況を把握し、達成状況評価の参考とする。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。